

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第2区分

【発行日】平成25年7月4日(2013.7.4)

【公開番号】特開2013-102179(P2013-102179A)

【公開日】平成25年5月23日(2013.5.23)

【年通号数】公開・登録公報2013-026

【出願番号】特願2012-286205(P2012-286205)

【国際特許分類】

H 01 L	31/04	(2006.01)
H 01 L	31/042	(2006.01)
H 01 M	2/20	(2006.01)
H 01 L	51/42	(2006.01)
H 01 M	14/00	(2006.01)

【F I】

H 01 L	31/04	S
H 01 L	31/04	C
H 01 M	2/20	A
H 01 L	31/04	D
H 01 L	31/04	Z
H 01 M	14/00	P

【手続補正書】

【提出日】平成25年2月28日(2013.2.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

電極を備える第1光起電力セルと、

電極を備える第2光起電力セルと、該第2光起電力セルの該電極の一部分が前記第1光起電力セルの前記電極の一部分と重なって重なり領域を形成することと、

前記第1光起電力セルの前記電極と前記第2光起電力セルの前記電極を接続する相互接続とを備え、前記第1光起電力セルは、階段状構成で前記第2光起電力セルに接続されるモジュール。

【請求項2】

前記相互接続は前記重なり領域内に配設される、請求項1に記載のモジュール。

【請求項3】

前記相互接続は、前記第1光起電力セルの前記電極中に配設され、かつ前記第2光起電力セルの前記電極中に配設される、請求項2に記載のモジュール。

【請求項4】

前記相互接続は、前記第1光起電力セルの前記電極中に配設され、かつ前記第2光起電力セルの前記電極中に配設される、請求項1に記載のモジュール。

【請求項5】

前記第1光起電力セルの前記電極はカソードであり、前記第2光起電力セルの前記電極はカソードである、請求項1に記載のモジュール。

【請求項6】

前記第1光起電力セルの前記電極はカソードであり、前記第2光起電力セルの前記電極は

アノードである、請求項1に記載のモジュール。

【請求項 7】

前記相互接続は金属ステッチである、請求項1に記載のモジュール。

【請求項 8】

前記相互接続は金属ステープルである、請求項1に記載のモジュール。

【請求項 9】

前記相互接続は金属グロメットである、請求項1に記載のモジュール。

【請求項 10】

前記第1光起電力セルの前記電極と前記第2光起電力セルの前記電極とを接続する複数の相互接続を備える、請求項1に記載のモジュール。

【請求項 11】

前記第1および第2の光起電力セルは少なくとも1つの共通基板を共有する、請求項1に記載のモジュール。

【請求項 12】

電極を備える第3光起電力セルと、

第2相互接続とをさらに備え、

前記第2光起電力セルは第2電極を備え、前記第2は、前記第2光起電力セルの前記第2電極中に配設され、かつ前記第3光起電力セルの前記電極中に配設されることによって前記第3光起電力セルの前記電極と前記第2光起電力セルの前記第2電極とを接続する、請求項1に記載のモジュール。

【請求項 13】

前記第1光起電力セルの前記電極に取り付けられた導電性端子接点をさらに備える、請求項1に記載のモジュール。

【請求項 14】

前記導電性端子接点は金属テープである、請求項13に記載のモジュール。

【請求項 15】

前記導電性端子接点は、前記第1光起電力セルの前記電極に縫い合わされ、ステープル留めされ、または鳩目留めされる、請求項13に記載のモジュール。